

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
(陳述書作成日)令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	本人	住 所	〒
		(フリガナ)	
	氏 名		(印)
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦	年 月 日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合は、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。			
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
(陳述書作成日)令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒
		法人の名称	
	代表者氏名		(印)
	役 員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合は、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)
※該当する□にチェックを入れてください

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
2	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
3	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
4	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 7月29日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 岩 崎 由香利

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 8月13日 午前 9時00分から 令和 7年 8月20日 午後 5時00分まで
開札期日 場 所	令和 7年 8月26日 午前 9時30分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日 場 所	令和 7年 9月 8日 午前10時00分 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため、令和 7年 7月29日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	9, 140, 000 7, 312, 000	一括	1, 830, 000	67, 436	16, 529
1	2, 250, 000				
2	6, 890, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 茨木市鮎川一丁目 |
| | 地 番 | 327番6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 48.16平方メートル |
| 2 | 所 在 | 茨木市鮎川一丁目327番地6 |
| | 家屋 番号 | 327番6の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 28.14平方メートル
2階 28.14平方メートル
3階 28.14平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 6月17日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 岩 崎 由香利

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Aが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 茨木市鮎川一丁目 |
| | 地 番 | 327 番 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 48.16 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 茨木市鮎川一丁目 327 番地 6 |
| | 家屋 番号 | 327 番 6 の 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 28.14 平方メートル
2 階 28.14 平方メートル
3 階 28.14 平方メートル |



令和7年(ケ)第110号
令和7年4月23日受理
令和 年 月 日提出
[7.5.21

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 平 島 武 彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 茨木市鮎川一丁目 |
| | 地 番 | 327番6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 48.16平方メートル |
| 2 | 所 在 | 茨木市鮎川一丁目327番地6 |
| | 家屋 番号 | 327番6の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 28.14平方メートル
2階 28.14平方メートル
3階 28.14平方メートル |



(2 枚目)

占有者及び占有権原 (物件2 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■A	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■A(占有者) ■B(占有補助者))の陳述／ ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		年 月 日	
最初の契約等	契約日	年 月 日	
	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者()	
当事者	借主	☐ 占有者 ☐ その他の者()	
	賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 表札等の表示

- (1) 表札 占有者 A の姓
- (2) 郵便受け 表札と兼ねる

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地について地積測量図等を参考に概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、公簿面積と概ね一致した。
- (2) 目的土地は、建築基準法上の道路に接面していない。公道に至るには、第三者の土地を通行する必要がある。

3 目的建物の現況について

- (1) 形状は、概ね間取略図のとおりである。1階車庫部分にはシャッター等は設置されていないが、1階の床面積に算入されている。
- (2) 目的建物は、経年相当の劣化、損耗が認められる。
- (3) 目的建物内部には、家財道具、日用品等の動産類が存在する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
占有補助者B (債務者兼所有者の元配偶者の母)	1 目的建物は、以前、債務者兼所有者とともに家族で暮らしていましたが、平成31年に債務者兼所有者が退去して以降、A（私の子）と私を含むAの家族で住んでいます。目的建物の使用について、債務者兼所有者とAとの間に特段の契約はなく、無償で使用しているものです。 2 目的建物前の通路について、通行の契約をしたことはありませんし、通行料の支払いをしたこともありません。
占有者A (債務者兼所有者の元配偶者)	(照会回答書の要旨) 目的建物は、平成21年から使用しています。目的建物の使用に関して賃料の支払いはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 4月24日 (木) 10 : 55－11 : 40	大阪法務局北大阪支局	公図等調査
7年 4月24日 (木) 11 : 50－12 : 00	物件所在地	物件及び占有確認、占有補助者Bと面談、照会書交付
7年 4月24日 (木) 12 : 35－12 : 55	茨木市役所	道路、課税及び建築確認関係調査
7年 4月24日 (木)	執行官室	照会書送付 (債務者兼所有者)
7年 5月19日 (月) 9 : 15－9 : 30	物件所在地	立入調査 (評価人帯同)、占有補助者Bと面談

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

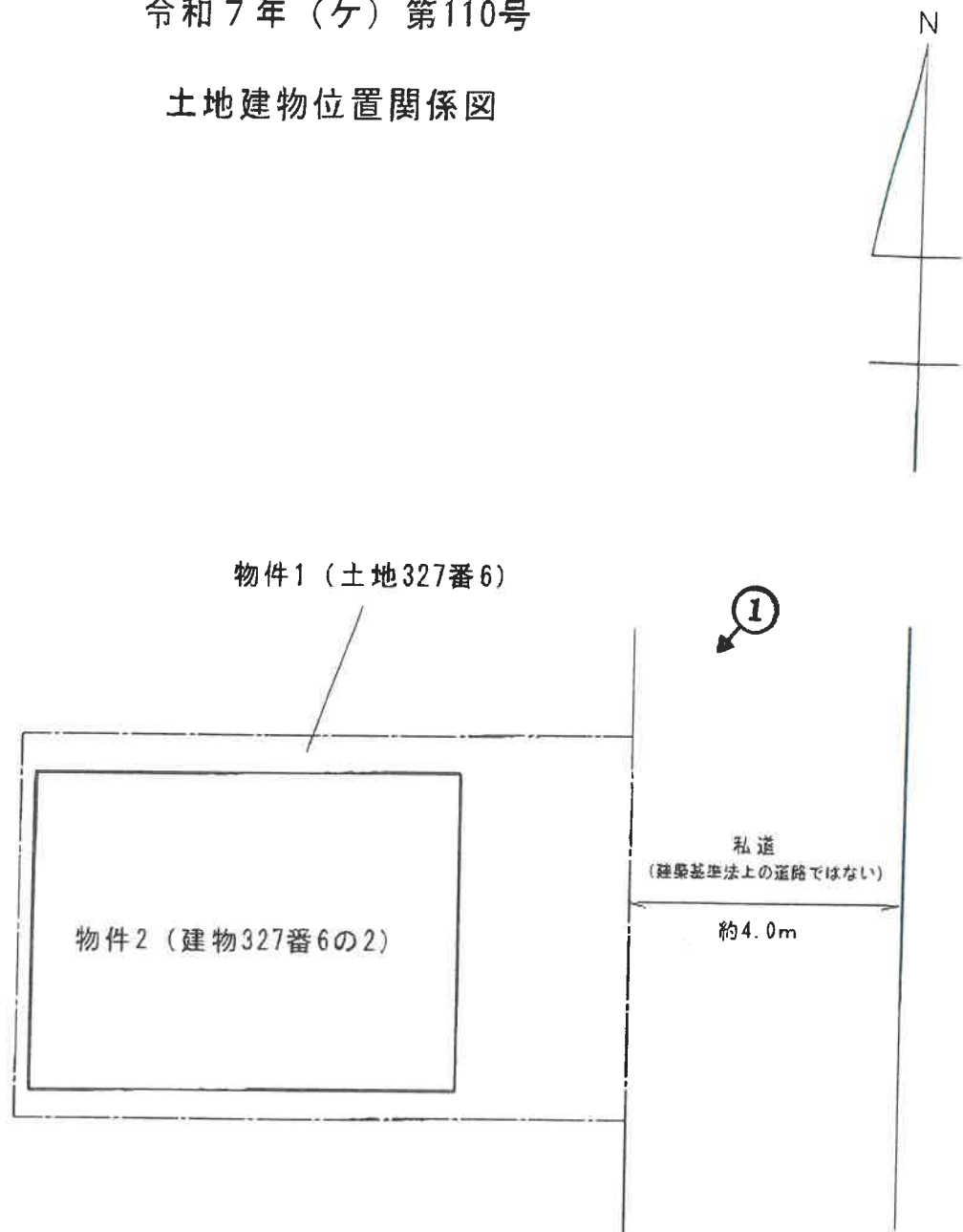
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

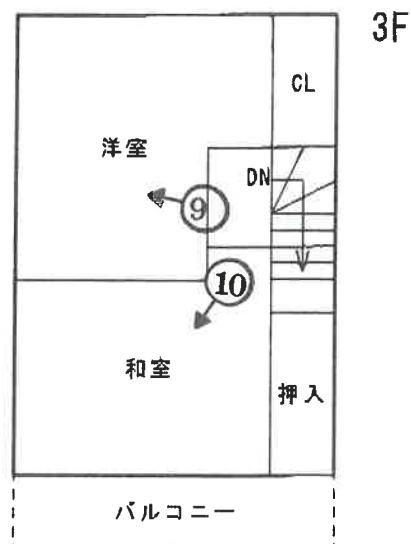
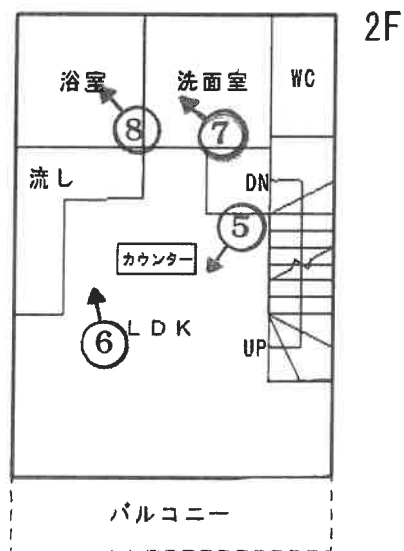
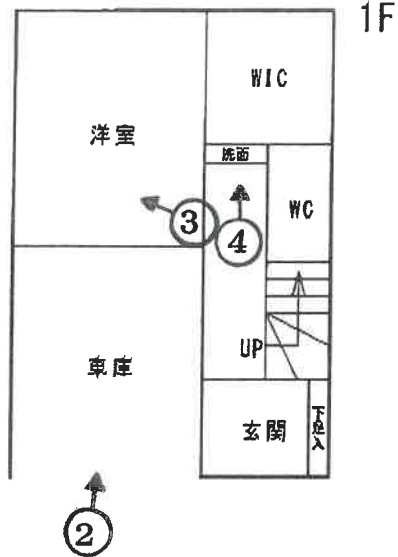
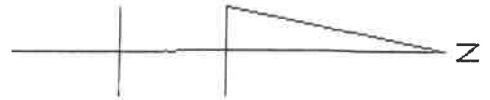
令和7年(ケ)第110号

土地建物位置関係図



(●○写真撮影場所・方向)

間取略図



(●○写真撮影場所・方向)



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩

令和7年（ケ） 第110号

令和7年5月19日 現地調査

令和7年5月21日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

北谷 奈穂子

第1 評価額

一括価格	
金 9,140,000円	
内訳価格	
物件1	金 2,250,000円
物件2	金 6,890,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	阪急京都線 茨木市駅 東方 道路距離 約1.6km （別添「位置図」参照） 最寄バス停 京阪バス 学園町バス停留所 北方 道路距離 約80m	
付近の状況	小規模一般住宅が多く見られる住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	第二種高度地区、宅地造成等工事規制区域、埋蔵文化財包蔵地「溝咋遺跡」
画地条件	規模	48.16㎡
	形状	長方形
	間口・奥行	間口約5.4m・奥行約8.8m
	高低差等	東側私道に等高接面
接面道路の状況	東側	幅員約4.0m私道（建築基準法上の道路ではない） ※建物の再築には建築基準法第43条2項2号の許可を要する。
	接道状況	中間画地
土地の利用状況等	現況	一般住宅の敷地
	東側	私道
	西側	一般住宅
	南側	一般住宅
	北側	一般住宅
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	（注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	目的土地及び分筆前土地の登記簿・閉鎖登記簿等からは個人の所有者名及び田・宅地の登記簿地目が確認された。過去の住宅地図によると、昭和47年頃に小規模住宅の敷地として利用されるまでは、未利用地であった。その後は大きな利用形態の変動はないまま現在に至る。現在、対象物件を含め周囲に法令上の有害物質使用特定施設はない。また、対象地を含め周辺に土壌汚染対策法上の要措置区域等の指定や府条例の管理区域の指定はない。また、現地調査及びヒアリングからも特段の情報は得られなかった。以上の調査から、目的土地及び周辺土地の利用履歴等から土壌汚染の可能性は低いと判断した。なお土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。	
特記事項	特になし	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	（登記記載）平成21年1月7日新築
	経過年数	約16年
	経済的残存耐用年数	約14年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレートぶき
	外 壁	サイディング等
	内 壁	ビニールクロス等
	天 井	ビニールクロス等
	床	畳、フローリング等
	設 備	電気、給排水、衛生等
	その他	—
床面積（現況）	延 84.42㎡	
現況用途等	階 層	3階建
	現況用途	居宅・車庫
	間取り	3LDK＋車庫
品 等	普通	
保守管理の状態	普通程度。経年相応の劣化・汚れが存する。占有者より、給湯器を2～3年前に交換した旨聴取した。	
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり	
特 記 事 項	・検査済証あり ・設備等の稼働の状況を確認したものではない。 ・目的建物の建築時期・構造・用途等より、アスベスト含有建材使用の可能性は低いと思われる。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	150,000	1.02	48.16	0.97	7,147,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 茨木-6

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 172,000\text{円/㎡} & \times 101.3/100 & \times 100/100 & \times 100/116 & = 150,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
	1.10	1.00	1.05	1.00	1.16

幅員、道路種類等
+10（※）

居住環境等+5

※ 対象不動産を含む近隣地域一帯が建築基準法上の道路に接面せず、建物再建築には建築基準法43条2項2号の許可を要することから、街路条件にて格差（+10）を考慮した。

イ 個別格差：	接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
	1.02	1.00	1.00	1.00	1.02
	方位+2				

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	200,000	84.42	0.35	5,909,000

ウ 現価率

経過年数 約16年

経済的残存耐用年数 約14年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 14\text{年} / (\text{経過年数} 16\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 14\text{年}) \} \times (1 - 0.3) \\ &= 0.35 \end{aligned}$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	7,147,000	0.55	法定地上権	3,931,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) × ウ × エ × オ × カ]
1	7,147,000	－ 3,931,000		1.00	0.70		2,250,000
2	5,909,000	＋ 3,931,000	1.00	1.00	0.70	0	6,890,000
一括価格 (合計)							9,140,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

本件の場合不要。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要

第6 参考価格資料

1 地価公示 茨木-6

所 在 : 茨木市鮎川1丁目195番19「鮎川1-11-5」
価 格 : 172,000円／㎡
位 置 : 阪急京都線 茨木市駅 東方 約1.6km (道路距離)
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 92㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 北 4.8m 市道
用途指定等 : 第1種中高層住居専用地域 (建ぺい率60%, 容積率200%)、準防火地域
地域の概要 : 小規模の一般住宅が多い住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和6年度)

物件1 : 4,158,471円
物件2 : 4,123,843円

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図
- 3 地積測量図
- 4 建物図面
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取略図

以 上
(No. 25-16)

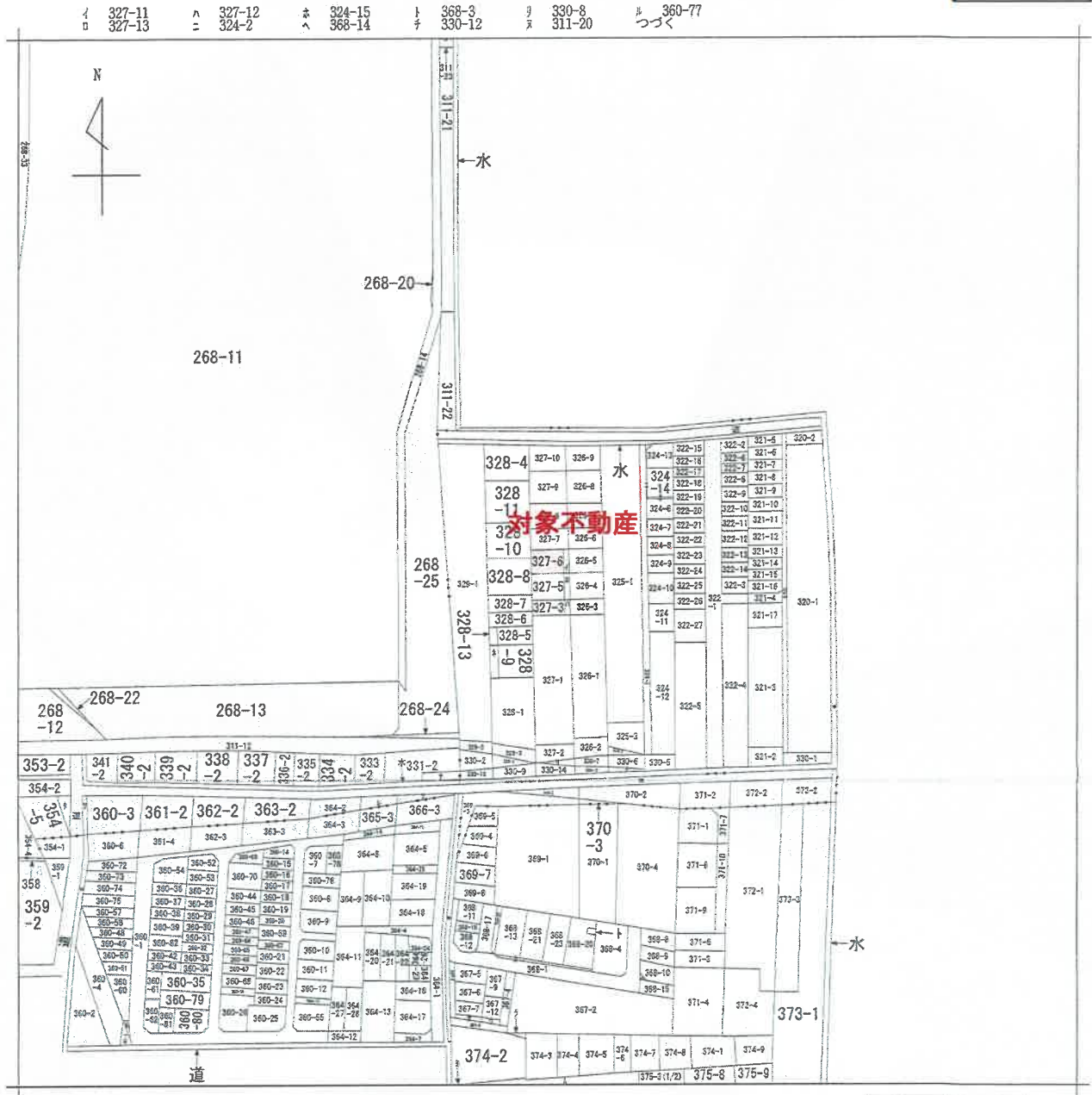
附 属 資 料

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 茨木市鮎川一丁目 |
| | 地 番 | 327番6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 48.16平方メートル |
| 2 | 所 在 | 茨木市鮎川一丁目327番地6 |
| | 家屋 番号 | 327番6の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 28.14平方メートル
2階 28.14平方メートル
3階 28.14平方メートル |







(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在				茨木市鮎川一丁目		地 番		327番6					
出 力 尺 寸	1/1200		精 度 区 分		座標系又は記号		分 類		地図に準ずる図面		種 類		旧土地台帳附属地図	
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)						補 記 事 項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和7年3月13日
福岡法務局

請求番号: 32-1
(1/2)

登記官

登記年月日：平成21年9月16日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局北大阪支局管轄)
令和7年3月13日 福岡法務局

登記官

請求番号：32-2

地積測量図

地番 (A) 327-6
(B) 327-11

土地の所在 茨木市鮎川一丁目

座標求積表

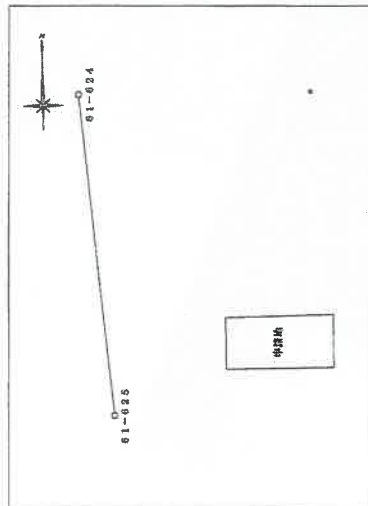
点名 地番	座標 (B) 327-11	X	Y	$X_{n+1} - X_{n-1}$	$Y_n (X_{n+1} - X_{n-1})$
K9	()	-131216.902	-37337.700	-5.449	203463.127350
K7	()	-131222.043	-37337.736	-5.459	203714.687619
K4	()	-131222.068	-37336.736	5.449	-203442.420015
K5	()	-131216.594	-37336.699	5.459	-203703.873744
係面積					21.821157 m ²
面積					10.9105785 m ²
地積					10.91 m<sup 2
坪					3.300 坪

残地求積表

(A) 327-6	公積	59.07174
	計	10.9105785
	残地積	48.1611616
	坪数	48.10 m<sup 2
		14.559 坪

境界	境界線の種類
P	金属標
B	金属釘

点名	座標	X	Y
S1	入札中心	-131224.114	-37336.070
S2	入札中心	-131216.261	-37334.150
S3	入札中心	-131202.328	-37334.948



点名	X	Y	補正係数
81-024	-131193.495	-37381.109	0.999917
81-025	-131226.565	-37358.120	0.999917

作成者
年 月 日作成

申請人
縮尺 1/250

登記年月日：平成21年1月8日

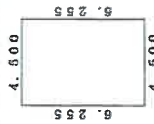
建物図面

各階平面図

家屋番号	327番6の2
建物の所在	茨木市船川一丁目327番地6

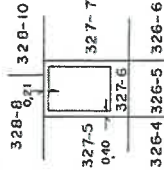


1～3階（各階同型階）



求積表

4.500 X	6.255	28.147500
床面積		28.14



作成者

2 / 年 / 月 7 日作成

縮尺

1 / 250

申請人

縮尺

1 / 500

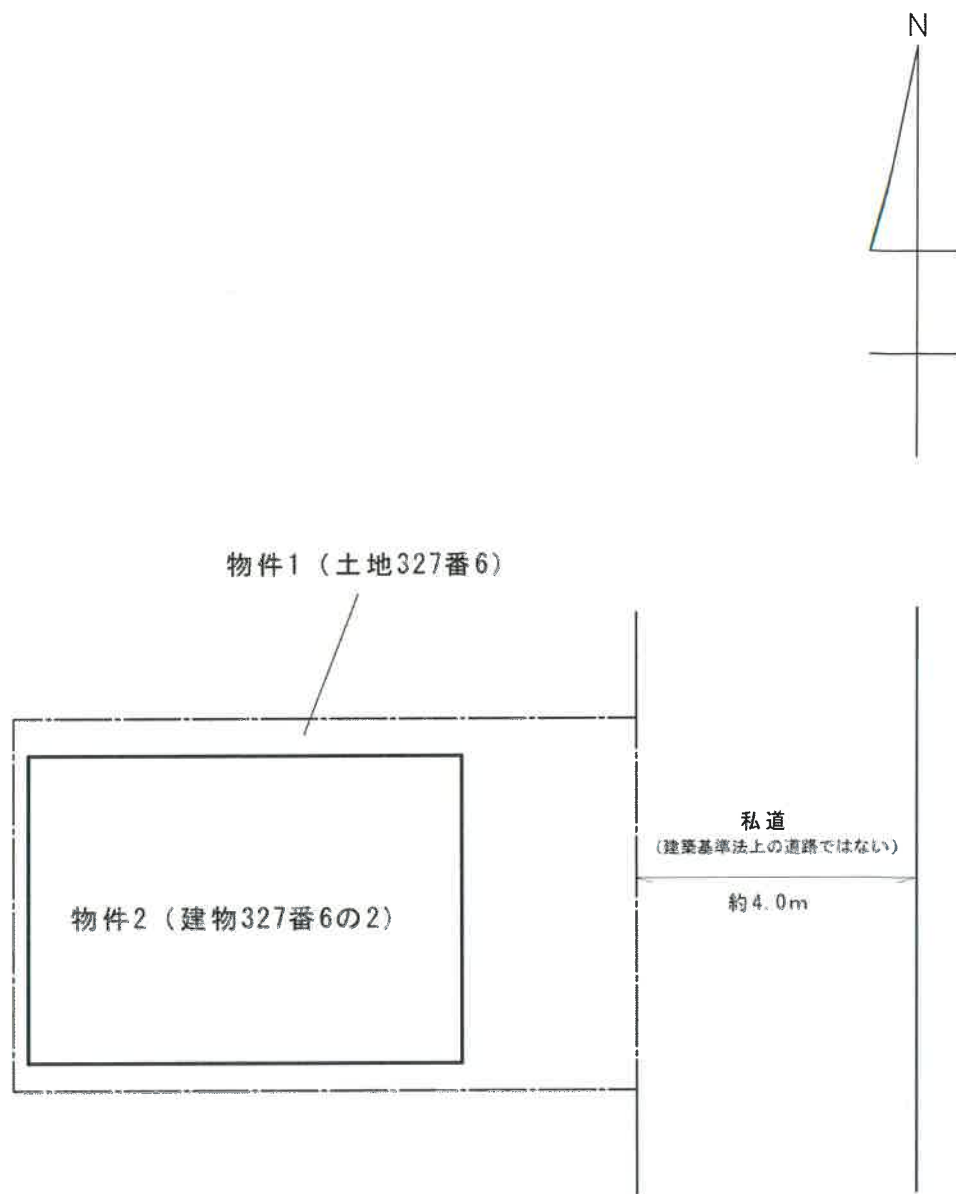
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

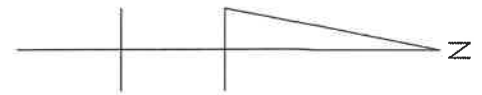
（大阪法務局北大阪支局管轄）

令和7年3月13日 福岡法務局

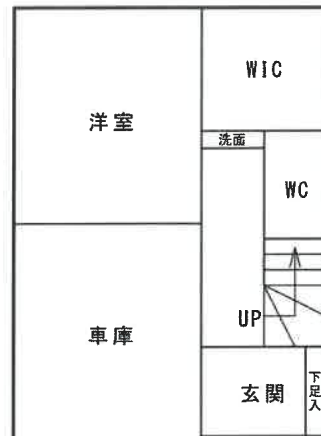
登記官

請求番号：32-3

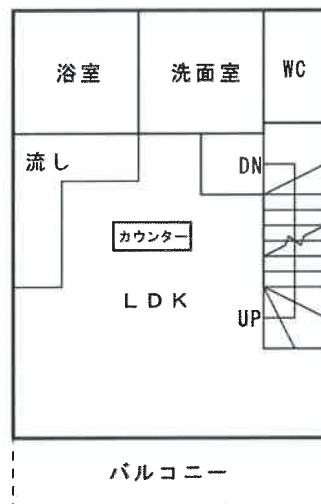




1F



2F



3F

